

くらしの広場

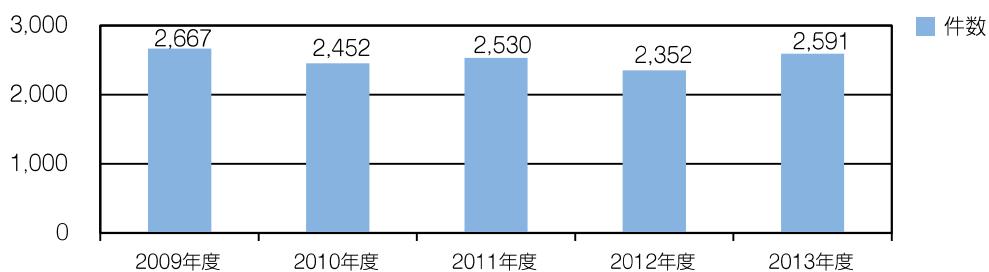
2014年
夏号
(No.327号)

品川区消費者センター 5718-7181 品川区大井1-14-1大井1丁目共同ビル4階

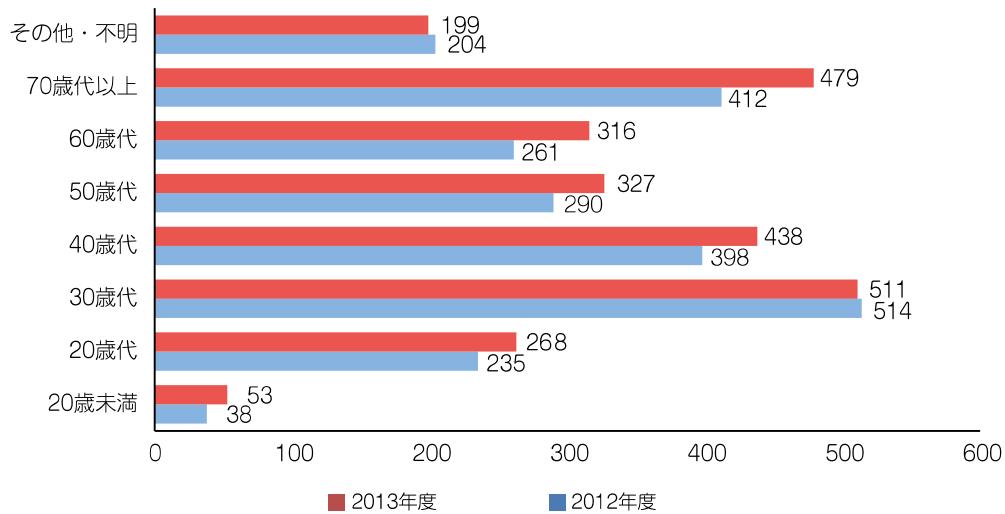
2013年度 品川区における消費者相談の概要

- ★相談件数は昨年度に比べ「10%超」の増加
- ★中でも「未成年者が契約の当事者となる相談」が大幅増
- ★「インターネット関連のトラブル」は引き続き増加傾向
- ★高齢者を狙った「健康食品の送りつけ商法」の被害が急増

1 相談件数の推移



2 契約当事者の年代別件数



30歳代が最も多く(511件)、続いて70歳以上(479件)、40歳代(438件)となっています。前年度と比較し、30歳代を除く各年代で相談件数が増えており、特に、未成年者が契約当事者となる相談が、昨年度(38件)と比べて、今年度(53件)約40%増と目立ちます。

3 商品・サービス別相談順位

順位	商品・サービス	件数
1	アダルトサイト	181
2	賃貸アパート	164
3	フリーローン・サラ金	64
//	インターネット通販、架空請求	64
4	商品一般	47

1位の「アダルトサイト」は、無料のアダルトサイトの「動画」をクリックしたら、登録料を請求されたなどの相談です。

2位の「賃貸アパート」は、退去時の敷金返還、契約更新時の更新料・手数料についての相談です。

3位の「フリーローン・サラ金」は、多重債務の相談がほとんどです。

※商品一般は、電話勧誘など代金の内容が不明瞭な相談です。

※上位には入りませんでしたが、健康食品に関する相談が大幅に増加（前年比約1.6倍）しました。これは、高齢者をターゲットにした、注文した覚えのない健康食品の送りつけ商法の影響と考えられます。

こんな相談がありました・・・Q & A

アダルト情報サイト

- Q :** スマートフォンで無料のアダルトサイトを見ていた。「動画」をクリックしたら、「登録ありがとうございます。3日以内に9万9800円を払ってください」と表示された。払わなくてはならないか。
- A :** 「動画」をクリックしただけでは料金が発生したとは言えません。支払わずに様子を見て下さい。スマートフォンだけではなく、タブレット端末、ゲーム機など、インターネットに接続できる機器があればアダルトサイトにつながります。お子さんの利用にはくれぐれもご注意ください。

オンラインゲーム

- Q :** クレジットカードに覚えのない5万円の請求があった。調べたら、小学生の息子が親のカードを勝手に使い、スマートフォンでオンラインゲームをし有料のアイテムなどを買っていたことが分った。どうしたらよいか。
- A :** ゲーム会社、クレジットカード会社などの関連先へ未成年者契約の取消しを主張してはどうかと助言しました。取消しに応じるかどうかは、年齢確認の方法やカード決済の手順などを調査しその上で対応になります。ケースバイケースで、必ずしも取消しが出来るとは限りません。また、カードの管理責任を問われることもあります。管理は徹底しましょう。

インターネットによる通信販売の商品未着

- Q** インターネットで検索したショップでブランドのバッグを注文し、代金を振込んだ。1ヵ月経つが商品が届かない。連絡手段はメールのみで、何度連絡しても返事が無い。あきらめるしかないのか。
- A** 同様な相談が後を絶ちません。残念ですが、被害の回復をはかることは極めて困難です。警察と振込先の銀行へ申し出るよう勧めました。法律では、連絡先などを必ず記載するというルールがあります。契約する前に、所在地や電話番号などを確認し、信用できるサイトかどうか確かめましょう。見分け方は、公益社団法人日本通信販売協会（JADMA）のHPなどを参考にしてください。

原野商法の二次被害

- Q** 不動産業者より、「あなたが持っている土地を買いたい人がいる」と電話があった。確かに、約40年前に別荘地になると言われ買った土地がある。現在も荒地のままで、常々何とかしたいと思っていた。話を聞くと、売却には境界線をはっきりするために測量が必要でその費用もかかるという。信用できるか。
- A** 開発の見込みがない山林や別荘地などを、「将来値上がりする」と嘘をついて売りつける商法を「原野商法」と言います。その被害者が再度狙われるケースで「原野商法の二次被害」と呼ばれています。土地の所有者が高齢になり、「早く処分したい」という思いを利用し、売却を持ちかけ、整地や測量の名目でお金を騙し取るのが典型的な手口です。自分が持て余している土地を、欲しがる人はいません。きっぱり断ってください。

★知っていますか？★

携帯の通信料金を滞納するとクレジットカードが持てないことも！！

スマートフォンなどの携帯端末を分割払い購入した場合、その代金は、毎月の通信料などと一緒に請求されます。うっかり携帯通信料金を払わずにいると、端末代金の未払いも発生してしまいます。滞納が続ければ、*信用情報機関にその事実が登録され、クレジットカードの申込みを断られたり、更新を拒否される原因にもなってしまうのです。支払いが遅れても「ちょっと携帯が利用できなくなるだけだからいいや」と軽い気持ちでいると、将来取り返しのつかないことになります。特に、子ども名義の契約で親が支払いをしている場合、滞納すれば、子どもの滞納として登録されることをしっかり認識してください。

* 信用情報機関

個人がお金を借りたり、クレジットカードを契約したりする際、信用力の参考になる情報を提供する機関で、株式会社シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センター、株式会社日本信用情報機構などがあります。

おしらせ

夏休み企画 若者向けパネル展～気をつけて！若者を狙う悪質商法～

若者向けの注意情報などのパネル展示を行います。ぜひご覧ください。

日 時：8月4日（月）～29日（金）まで（区役所閉庁日を除く）

場 所：区役所第二庁舎3階ロビー

～新着DVDのご案内～ 家庭や学校の授業などに、ぜひご活用ください。

◆知っておきたいクレジットカードの基本（17分）

クレジットカードの仕組みや落とし穴を分かりやすく紹介しています。

◆消費生活とトラブル防止（22分）

インターネット通販のトラブルや様々な悪質商法の特徴とは何か。

◆若者たちを狙う悪質商法～SNSを悪用した出会いにご用心～（24分）

今や多くの若者が利用するSNS。そこには思わぬ落とし穴が・・・

◆洗濯の心得～洗濯とクリーニングの基本～（23分）

クリーニングトラブルは原因が特定しにくいものです。トラブルの未然防止のために、

トラブルの要因を紹介します。

暮らしの中の様々な情報

東京ガス・
関東電気
保安協会
から

ご存知ですか？

ガス料金をネットで確認できます！

【ガス使用量推移グラフ（イメージ）】

「myTokyoGas」にご登録いただくと、下記のようなデータをご確認いただけます。（登録無料）

- ガス使用量の前年同月との比較、推移グラフ
- 過去2年分のガス料金内訳詳細
- ガス料金データ更新をメールでお知らせ

ログインはこちらから

<http://mytokyogas.com>



困ったときは消費者センターへご相談ください

消費生活相談専用ダイヤル ☎ 03-5718-7182

受付時間：月～金曜日 午前9：00～午後4：00 第4火曜日午前9：00～午後7：00

土曜日電話相談 午後12：30～4：00（祝日休み）

消費者センターの主な仕事や、消費生活相談の内容については品川区ホームページをご覧ください。